「厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する告示」の概要

1 趣旨

労働保険料は、原則として労働者の賃金総額に基づいて決定されるが、賃金のうち、通貨以外のもので支払われるものの評価については、厚生労働大臣が定めることとされている(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第2条第3項)。

具体的には、厚生労働大臣が定める現物給与の価格(平成24年厚生労働省告示第36号)において、健康保険法(大正11年法律70号)第46条第1項、船員保険法(昭和14年法律第73号)第22条、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第25条の規定に基づき厚生労働大臣が定めることとされている価額(以下「現物給与価額」という。)とともに、その地方の時価によって定められているところ。

今般、より現在の実態に即した現物給与価額とするため、一部地域の食事の現物給与価額を改正し、告示するものである。

2 改正内容

平成 24 年度より以下の算出方法により現物給与価額を定めているが、今般、一部地域において直近の統計調査の数字を用いて算出した現物給与価額が現在の価額から変動したため、新たな価額を告示するものである。

【算出方法】

- ・ 食事で支払われる報酬等については、家計調査(総務省統計局)を用い、 全国平均1人当たりの食費を算出した額に、全国物価統計調査(総務省統 計局)による都道府県毎の物価指数を乗じて、それぞれの価額を算出。
- ・ 住宅で支払われる報酬等については、住宅・土地統計調査 (総務省統計局) を用い、1畳当たりの都道府県毎の価額により算出。
- それ以外の報酬等については、時価により定める。

3 告示期日等

告示期日:平成26年1月31日

適用期日:平成26年4月1日(予定)

別紙

(単位:円)

									(単位	(単位:円)	
			食事で支払われる報酬等 住宅で支払われる報酬等								
都道府県名		名	1人1月当たりの 食事の額	1人1日当たりの 食事の額	1人1日当たりの 朝食のみの額	1人1日当たりの 昼食のみの額	1人1日当たりの 夕食のみの額	1人1月当たりの 住宅の利益の額 (畳1畳につき)	その他の報酬等		
1	北洲	毎道	17,400	580	150	200	230	870	時	価	
2	青	森	17,400(17,100)	580(570)	150(140)	200	230	840	時	価	
3	岩	手	17,100(16,800)	570 (560)	140	200	230(220)	970	時	価	
4	吲	城	17,700	590	150	210	230	1,250	時	価	
5	秋	Ш	17,100	570	140	200	230	930	時	価	
6	Ш	形	18,000	600	150	210	240	1,050	時	価	
7	福	島	17,400	580	150	200	230	1,000	時	価	
8	茨	城	17,400(17,100)	580(570)	150(140)	200	230	1,150	時	価	
9	栃	木	17,700(17,400)	590(580)	150	210(200)	230	1,190	時	価	
10	群	馬	17,400(17,100)	580(570)	150(140)	200	230	1,060	時	価	
11	埼	玉	18,000(17,700)	600(590)	150	210	240(230)	1,580	時	価	
12	千	葉	18,000	600	150	210	240	1,530	時	価	
13	東	京	19,200(18,900)	640(630)	160	220	260(250)	2,400	時	価	
14		奈川	18,600(18,300)	620(610)	160(150)	220(210)	240(250)	1,900	時	価	
15	新	澙	17,700(17,400)	590(580)	150	210(200)	230	1,080	時	価	
16	<u>ia</u>	Ш	17,400	580	150	200	230	1,090	時	<u>·-</u> 価	
17	石	<u>—</u> ЛП	18,000	600	150	210	240	1,130		価	
18	福	井	18,600(18,300)	620(610)	160(150)	220(210)	240(250)	990		価	
19	Ш	梨	18,000(17,700)	600(590)	150	210	240(230)	1,100		価	
20	長	野	18,000	600	150	210	240	1,030	時	価	
21	岐	阜	17,400	580	150	200	230	1,020		価	
22	静		18,000(17,700)	600(590)	150	210	240(230)	1,280	時	価	
23	愛	知	17,700	590	150	210	230	1,300		価	
24	Ξ	重	17,400	580	150	200	230	1,080		価	
25	滋	賀	18,000	600	150	210	240	1,170	時	価	
26	京	都	18,600	620	160	220	240	1,450		価	
27	大	阪	18,300(18,000)	610(600)	150	210	250(240)	1,480		価	
28	兵	庫	18,000	600	150	210	240	1,290		価	
29	奈	良	18,300(18,000)	610(600)	150	210	250(240)	1,060	時	価	
30			18,300(18,000)	610(600)	150	210	250(240)	920	時	価	
31	鳥	取	17,700	590	150	210	230	950	時	価	
32	島	根	18,600	620	160	220	240	910	時	価	
33	H	111X Ш	17,100	570	140	200	230	1,140	時	価	
34	広	島	17,700	590	150	210	230	1,170	時	価	
35	山		17,700	590	150	210	230	910	時	価	
36	徳	島	17,700	590	140	200	230	990		価	
37	香	川	17,100	580(570)	150(140)	200	230	1,010			
38	愛	媛	17,400	580	150(140)	200	230	950	·····································		
39				590	150	200	230	910		-	
-	高	知	17,700		150				時		
40	福	岡	17,400	580		200	230	1,150	時		
41	佐	賀	17,100	570	140	200	230	900	時		
42	長	崎	17,700(17,400)	590(580)	150	210(200)	230	920	時		
43	熊	本	17,100	570	140	200	230	990	時		
44	大	分	17,400(17,100)	580(570)	150(140)	200	230	950	時	価	
45		崎	17,100	570	140	200	230	890	- 時	価	
46		見島	17,700	590	150	210	230	950	- 時	価	
47	沖	縄	17,700(17,400)	590(580)	150	210(200)	230	970	時	価	

^{※1} 改定箇所は赤字で表示。住宅の現物給与価額については改定なし。※2 括弧内は改正前の額。